

別表十六(三)

「32」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十六(三)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1					
資産区分	2					
取得年月日	3					
事業の用に供した年月	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	5	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
取得価額	6					
圧縮記帳による積立金計上額	7					
差引取得価額 (6)-(7)	8					
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9					
期末現在の積立金の額	10					
積立金の期中取崩額	11					
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△	外△	外△	外△	外△
損金に計上した当期償却額	13					
前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外
合 計 (12)+(13)+(14)	15					
鉱山の寿命数	16	年	年	年	年	年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17					
同上の期間内における採掘予定数量	18	トン	トン	トン	トン	トン
経済的採掘可能数量	19					
当期産出鉱量	20					
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額	21	円	円	円	円	円
平成19年3月31日以後取得分の普通償却限度額	22					
平成19年3月31日以後取得分の特別償却限度額	23					
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	24					
特別償却限度額	25	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	26					
合 計 (25)+(26)+(27)	27					
当期償却額	28					
償却不足額 (34)-(35)	29					
償却超過額 (35)-(34)	30					
前期からの繰越額	31	外			外	外
当期償却不足によるもの	32					
積立金取崩しによるもの	33					
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	34					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	35					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	36					
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	37					
繰越額の平・平・平・平	38					
当期分不足額	39					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (40)-(39)と(32)のうち少ない金額	40					
備考	41					

P74～77参照

(注) 当該別表十六(三)「32」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P77参照

○ 別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	「32」の欄の金額
	「第42条の5第6項(同条第1項第1号イ)」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」	00431	
	平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	平成26年旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」又は「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」	00287	
	平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ	00290	
	「第42条の5第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」	00293	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	
	「第42条の6第3項」又は「第42条の6第4項」	00490	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	「32」の欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509	
	第42条の12の5第2項	00512	
	「第42条の12の5第3項」又は「第42条の12の5第4項」	00515	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	第44条の4第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号イ	00120	
	第45条第1項第1号ロ	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第2号	00415	
	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第3号	00418	
	第45条第1項第3号	00530	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	「32」の欄の金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第45条第1項第5号」又は「平成26年旧措置法第45条第1項第4号」	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457	
	第45条第2項第2号	00560	
	第45条第2項第3号	00536	
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項第1号	00331	
	第45条の2第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第46条第1項」又は「平成26年旧措置法第46条第1項」	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」	00460	
	(「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)		
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00539	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成26年旧措置法第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00478	「32」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

※ 区分番号「00457」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

○ 別表十六(三)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」(特別償却不足額)又は「第52条の2第4項」(合併等特別償却不足額)	00187	「33」の欄の金額